

議案第 60 号

市川市水防協議会条例の一部改正について

市川市水防協議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 25 年 2 月 18 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市水防協議会条例の一部を改正する条例

市川市水防協議会条例（昭和 62 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 33 条第 1 項」を「第 34 条第 1 項」に改める。

第 2 条中「1 名及び委員 25 名」を「1 人及び委員 25 人以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

水防法の改正に伴い、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。